修　理　仕　様　書

修　理　名	中工場ポンプ修理
修 理 場 所	中区南吉島一丁目
契 約 期 間	請負契約締結の日から令和　９年　３月３１日までとする。
修 理 概 要	本修理は、灯油移送ポンプ等の整備及び消耗部品の取替えを行うものである。
修 理 種 別	１　灯油移送ポンプ修理　・・・２台 ２　ガスタービン発電機用灯油移送ポンプ修理　・・・２台 ３　純水排液ポンプ修理　・・・２台 ４　苛性ソーダ移送ポンプ修理　・・・２台 ５　加圧給水ポンプ修理　・・・２台 ６　ごみ汚水揚水ポンプ修理　・・・４台 ７　放流ポンプ修理　・・・２台 ８　高温水循環ポンプ修理　・・・２台
別途修理・工事	なし
図 面 枚 数	図面１１枚　　仕様書４枚
仕　　様	本修理は、環境局環境施設部修理請負契約約款、本仕様書及び別紙図面（以下「設計図書」という。）に従って施工する。
積 算 根 拠	本修理の積算では、以下の基準等を適用している。 ①廃棄物処理施設点検補修工事積算要領　令和５年度版　（公益社団法人　全国都市清掃会議） ②令和８年１１月の単価
施 工 条 件	１　施工時間について 本修理における施工時間は、原則として午前８時３０分から午後５時１５分までとする。 ２　契約期間について 契約期間には、検査及び手直し期間を見込んでいる。よって、工程管理及び修理書類の提出はこれらの期間を考慮したものとすること。
そ　の　他	１　本修理対象の機器は、１台ずつ施工し、完了後速やかに試運転を行い、運転できる状態を維持すること。 ２　令和９年２月１３日（土）・１４日（日）に全停電を予定している。 ３　修理期間中、第１管理区域内における対策を講じること。 ４　スクラップ、廃油については指定する場所へ返納するものとする。

書類の提出 について	1　修理に着手したときは、直ちに別に定める様式に基づき現場責任者届を提出すること。 2　契約締結後、7日以内に別に定める様式に基づき工程表及び法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を提出すること。 3　修理の一部を第三者に請け負わせる場合は、別に定める下請業者通知書に請け負わせる下請業者の名称、所在地、修理内容、契約期間を記載し提出すること。なお、記載内容に変更が生じた場合も同様に、速やかに再提出すること。 4　修理完成時には、別に定める様式に基づき修理完成通知書を提出すること。
廃棄物等の 処分について	1　廃棄物の処理については、事前に処理方法を記載した「廃棄物処理計画書」を監督員に提出するとともに、下請業者の指導を徹底すること。また、現場内での焼却を行わないこと。 2　廃棄物の処理を委託する場合は、事前に、委託契約書の写しを監督員に提出すること。 3　本修理により発生する廃材等の産業廃棄物並びに屑がら等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するよう処理し、産業廃棄物の処理完了時に監督員にマニフェストA、B2、D、E票の原本を提示し、E票の写しを提出すること。 　なお、電子マニフェストによる場合は、印刷した受渡確認票及びマニフェスト情報登録証明を産業廃棄物の処理完了時に提出すること。 4　本修理により発生する産業廃棄物を事業所の外（修理現場以外の場所）において300㎡以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。 　ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。 ⊙　本修理で発生する　廃プラスチック　は、次の場所へ搬出する。 搬出場所　：産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する産業廃棄物処理施設又は最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場 本修理では、積算上、中央美工(有)小河原作業所（広島市安佐北区小河原町城前524-4）（片道運搬距離23.0㎞以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の許可を有するその他の産業廃棄物処分場に搬出することを妨げるものではない。
機器及び材料 について	修理に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出し、監督員の承諾を受ける。
機材の検査	現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。
電気工事士	電気工事については、電気工事士により施工を行う。
施工計画書	着工に先立ち、修理の総合計画及び工種別計画をまとめた施工計画書を作成し、監督員に提出する。ただし、その必要性が少ないものは、監督員と協議し省略することができる。

実施工程表	着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督員に提出する。ただし、その必要性が少ないものは、監督員と協議し省略することができる。
修理写真	使用する機材及び工程ごとに撮影した写真帳を１部提出すること。
完成検査	完成検査は以下の内容を満たすことにより受けるものとする。 １　設計図書の示すすべての修理が完了していること。 ２　監督員の指示を受けた事項がすべて完了していること。 ３　設計図書に定められた修理関係図書および記録の整備が完了していること。
完成図書	本修理の完成後、次に示す「完成図書作成要領」により、完成図書を１部提出すること。 「完成図書作成要領」 １　規格 完成図書はＡ４版一冊とする。 目次に対応したインデックスをつけ、見やすいようにする。 樹脂製等のファイルを使用する。 ２　構成 完成図書は次の構成とする。 （１）目次 （２）仕様書 （３）図面 変更、修正後の最終図とし、監督員の承諾を得たものとする。 （４）試験成績書 工場及び現場の試験成績書とする。 （５）届出書等 関係官庁への届出書、申請書、許可書等とする。(写しでも可) （６）報告等 修理における所感、課題等及び維持管理上必要な事項を記載したもの。 ３　表紙 背表紙　令和○年度　○○○修理　完成図書 表紙 令和○年度 ○○○修理 完　成　図　書 契約期間 自　令和○年○月○日 至　令和○年○月○日 施工　○○○○㈱

特 記 事 項	1　本修理に必要な水道及び電気は本市のものを使用してよい。ただし、その使用にあたっては極力節減に努めること。 2　資格を必要とする作業は有資格者の施工とする。 3　本修理の実施にあたり、下記の内容について、履行の報告を行うこと。 （1）　監督員と協議した結果についての記録 （2）　修理の施工に際し、試験を行った場合の記録 4　本修理の実施にあたり、施工方法および工程は、監督員と十分協議のうえ計画、作成すること。 5　書面を提出する場合の書式（提出部数を含む）は、定めがある場合を除き監督員の指示によること。 6　環境局環境施設部修理請負契約約款第 29 条第 4 項の取扱いについて 環境局環境施設部修理請負契約約款第 29 条第 4 項において「災害復旧に関する修理」と定める修理は、次に掲げるものとし、該当すると認めた場合は、本市が損害合計額を負担するものとする。 (1) 本市が、災害復旧に関する修理として発注する修理 「・・災害復旧修理」という名称で発注する修理 (2) 発災直後の災害応急対策等であって、本市の指示により対応する修理